

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 27 年 9 月 17 日 (木) 午後 2 時 30 分～
場 所 坂井市多目的研修集会施設 2 階 円卓会議室

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録の承認について
- 3 教育長報告について
- 4 議 案
 - 議案第 20 号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について
 - 議案第 21 号 坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - 議案第 22 号 就学指定校の変更許可について
- 5 協議事項
 - (1) 平成 27 年度坂井市一般会計補正予算(第 3 号)にかかる概要説明
について
- 6 報告事項
 - (1) 英国派遣事業について
- 7 その他
 - (1) 指導主事学校訪問について
 - (2) 行事予定(10月分)について
 - (3) その他

定例教育委員会

議

案

議案第20号

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について、次のとおり承認を
求める。

平成27年9月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

平成27年9月1日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会行政組織規則（平成19年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中文化課の項に次のように加える。

国宝化推進係

別表第1文化課の部課等の欄中「文化課」の次に「（丸岡城国宝化推進室）」を加え、同部に次のように加える。

国宝化推進係	(1) 丸岡城国宝化の推進に関すること。 (2) 丸岡城の資料の収集に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、丸岡城の国宝化に関する事務
--------	--

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

坂井市教育委員会行政組織規則(平成19年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)																														
<p>(本庁に置く課等)</p> <p>第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="486 268 821 1160"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>文化振興係 文化財係</td> </tr> </tbody> </table>	課	係	教育総務課		学校教育課	(略)	生涯学習スポーツ課		国体推進課		文化課	文化振興係 文化財係	<p>(本庁に置く課等)</p> <p>第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。</p> <table border="1" data-bbox="486 1160 821 2051"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td>文化振興係 文化財係 国宝化推進係</td> </tr> </tbody> </table>	課	係	教育総務課		学校教育課	(略)	生涯学習スポーツ課		国体推進課		文化課	文化振興係 文化財係 国宝化推進係						
課	係																														
教育総務課																															
学校教育課	(略)																														
生涯学習スポーツ課																															
国体推進課																															
文化課	文化振興係 文化財係																														
課	係																														
教育総務課																															
学校教育課	(略)																														
生涯学習スポーツ課																															
国体推進課																															
文化課	文化振興係 文化財係 国宝化推進係																														
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>																														
<p>別表第1(第5条関係)</p>	<p>別表第1(第5条関係)</p>																														
<table border="1" data-bbox="981 268 1361 1160"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌	教育総務課			学校教育課			生涯学習スポーツ課		(略)	国体推進課			<table border="1" data-bbox="981 1160 1361 2051"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌	教育総務課			学校教育課			生涯学習スポーツ課		(略)	国体推進課		
課等	係	事務分掌																													
教育総務課																															
学校教育課																															
生涯学習スポーツ課		(略)																													
国体推進課																															
課等	係	事務分掌																													
教育総務課																															
学校教育課																															
生涯学習スポーツ課		(略)																													
国体推進課																															

<p>文化課 (丸岡城國宝 文化推進室)</p>	<p>文化振興係</p> <p>(1) 文化、芸術活動の振興に関すること。 (2) 文化関係機関に関すること。 (3) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。 (4) 文化振興施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。 (5) 文化振興に係る財団法人との連絡調整に関すること。 (6) 指定管理者の指導監督に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文化振興に関する事務</p>	<p>文化課</p>	<p>文化振興係</p> <p>(1) 文化、芸術活動の振興に関すること。 (2) 文化関係機関に関すること。 (3) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。 (4) 文化振興施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。 (5) 文化振興に係る財団法人との連絡調整に関すること。 (6) 指定管理者の指導監督に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文化振興に関する事務</p>
	<p>文化財係</p> <p>(1) 文化財の保存及び管理に関すること。 (2) 文化財保存施設の管理及び運営に関すること。 (3) 文化財保護審議会に関すること。 (4) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。 (5) 有形、無形文化財の調査に関すること。 (6) 天然記念物の調査及び保護に関すること。 (7) 郷土史編纂に関すること。 (8) 民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事務</p>		<p>文化財係</p> <p>(1) 文化財の保存及び管理に関すること。 (2) 文化財保存施設の管理及び運営に関すること。 (3) 文化財保護審議会に関すること。 (4) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。 (5) 有形、無形文化財の調査に関すること。 (6) 天然記念物の調査及び保護に関すること。 (7) 郷土史編纂に関すること。 (8) 民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事務</p>

	<p>国宝化推進係</p> <p>(1)丸岡城国宝化の推進に関すること。 (2)丸岡城の資料の収集に関すること。 (3)前各号に掲げるもののほか、丸岡城の国宝化に関する事務</p>
--	--

議案第21号

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成27年9月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

平成27年9月1日
坂井市教育委員会訓令第 号

坂井市教育委員会事務決裁規程（平成18年坂井市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化課の表に次のように加える。

17 丸岡城の国宝化に関する事。	重要	○	
------------------	----	---	--

附 則

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

坂井市教育委員会事務決裁規程(平成18年坂井市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)			
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)	専決区分教育部長	専決区分教育部長	課長	備考
個別的専決事項	個別的専決事項				
教育総務課(略)	教育総務課(略)				
学校教育課(略)	学校教育課(略)				
生涯学習スポーツ課(略)	生涯学習スポーツ課(略)				
文化課	文化課				
専決事項	専決事項				
1 文化施設の整備及び設置の企画及び調整に関すること。	1 文化施設の整備及び設置の企画及び調整に関すること。		○		
2 文化振興に係る企画及び調整に関すること。	2 文化振興に係る企画及び調整に関すること。		○		
3 文化財保護及び調査に係る企画及び調整に関すること。	3 文化財保護及び調査に係る企画及び調整に関すること。		○		
4 文化財所有者等に対する指導助言及び援助に関すること。	4 文化財所有者等に対する指導助言及び援助に関すること。	重要	重要	○	
5 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。	5 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。			○	
6 文化財保護審議会に関すること。	6 文化財保護審議会に関すること。		○		定例的 軽易
7 市指定文化財の指定書及び協定書の交付に	7 市指定文化財の指定書及び協定書の交付に		○		

関すること。						
8 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。	重要	○				重要
9 文化施設の入館及び使用許可に関すること。		○				○
10 文化関係諸機関及び団体等との連絡に関すること。		○				○
11 文化施設の管理運営に関すること。	○					○
12 文化団体活動事業に関すること。	○					○
13 文化財及び史跡等の管理保存に関すること。	重要	○				重要
14 郷土史編纂に関すること。		○				○
15 天然記念物及び文化財の調査に関すること。	重要	○				重要
16 民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。		○				○
17 丸岡城の国宝化に関すること。	重要	○				○

関すること。						
8 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。	重要	○				重要
9 文化施設の入館及び使用許可に関すること。		○				○
10 文化関係諸機関及び団体等との連絡に関すること。		○				○
11 文化施設の管理運営に関すること。	○					○
12 文化団体活動事業に関すること。	○					○
13 文化財及び史跡等の管理保存に関すること。	重要	○				重要
14 郷土史編纂に関すること。		○				○
15 天然記念物及び文化財の調査に関すること。	重要	○				重要
16 民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。		○				○

議案第 22 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成 27 年 9 月 17 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫